

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 育児休業

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「法」という。）第五条第一項の育児休業の申出に係る親である配偶者の範囲に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

二 法第五条第二項の一歳に満たない子について再度の育児休業の申出ができる特別の事情がある場合、法第六条第三項の育児休業の申出を開始予定日の一週間前までとする事由及び法第八条第二項の育児休業の申出の撤回後に再度の育児休業の申出ができる事由として、次のものを追加するものとする。

(一) 法第五条第一項の育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

(二) 法第五条第一項の育児休業の申出に係る子について保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

三 法第五条第四項の育児休業の申出の際に申し出るべき事項として、法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以降である事実を追加するものとする。

四 法第五条第四項の育児休業の申出及び育児休業申出がされた後に子が出生した場合の通知は、次のいずれかの方法（二）及び（三）の場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限り、）によって行わなければならないものとする。

- （一） 書面を提出する方法
- （二） ファクシミリを利用して送信する方法
- （三） 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

五 四（二）の方法により行われた申出等は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信したとき、四（三）の方法により行われた申出等は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信したときに、それぞれ

れ当該事業主に到達したものとみなすものとする。

六 事業主は、法第五条第四項の育児休業申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに通知しなければならないものとする。

(一) 育児休業申出を受けた旨

(二) 育児休業開始予定日（法第六条第三項の指定により指定をする場合にあつては、当該事業主の指定する日）及び育児休業終了予定日

(三) 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

七 六の通知は、次のいずれかの方法（二）及び（三）の場合にあつては、労働者が希望する場合に限る。）によつて行わなければならないものとする。

(一) 書面を提出する方法

(二) ファクシミリを利用して送信する方法

(三) 電子メールの送信の方法（当該労働者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

八 七(二)の方法により行われた通知は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、七(三)の方法により行われた通知は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信したときに、それぞれ当該労働者に到達したものとみなすものとする。

九 法第五条第四項の育児休業申出があった場合に、事業主が、当該育児休業の申出をした労働者に対して、証明することができ書類の提出を求めることができる事実には、三の事実及び育児休業申出の際に子が出生していない場合の出産予定日を加えるものとする。

十 育児休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労使協定により育児休業の対象から除外できる者から、育児休業申出に係る子の親であつて当該育児休業申出をする労働者又は当該労働者の配偶者のいずれでもない者であるものが職業に就いていない者等である場合における当該労働者を削除するものとする。

十一 法第八条第三項の育児休業開始予定日とされた日の前日までに生じた場合には育児休業申出がされなかったこととみなされる事由として、法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育

児休業をしていないことを追加するものとする。

十二 法第六条第三項の育児休業開始予定日の指定の通知について、七及び八を準用するものとする。

十三 法第七条第一項の育児休業開始予定日の変更の申出及び法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出、法第八条第一項の育児休業申出の撤回について、四から八までを準用するものとする。

十四 法第九条の二第一項の規定による技術的読替えとして、必要な読替え規定を定めるものとする。

第二 介護休業

一 法第十二条第一項の介護休業の申出については、第一の四から八までを準用するものとする。

二 法第十二条第三項の介護休業開始予定日の指定の通知については、第一の七及び八を準用するものとする。

第三 子の看護休暇

一 法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める子の世話は、子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

二 法第十六条の二第二項の子の看護休暇の申出の際に申し出るべき事項及び当該申出があった場合に事

業主が当該申出をした労働者に対して証明することができ書類の提出を求めることができる事実、一の世話をを行うこととする事実を追加するものとする。

第四 介護休暇

一 法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

(一) 対象家族の介護

(二) 対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話

二 法第十六条の五第一項の規定による介護休暇の申出(以下「介護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることにより行わなければならないものとする。

(一) 介護休暇をする労働者の氏名

(二) 介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び(一)の労働者との続柄

(三) 介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあつては、(一)の労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

(四) 介護休暇を取得する年月日

(五) 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

三 事業主は、介護休暇申出があったときは、当該申出をした労働者に対して、二(二)、(三)及び(五)の事実を証明することができる書類の提出を求めることができるものとする。

四 介護休暇申出があった場合に事業主が申出を拒むことができる労働者は、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

五 法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、事業主が労働者からの介護休暇申出を拒む場合における必要な手続きその他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによるものとする。

第五 所定外労働の制限

一 法第十六条の八第一項第二号の所定外労働の制限の請求ができないこととする労働者は、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

二 法第十六条の八第一項の所定外労働の制限の請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによつ

て行わなければならないものとする。

- (一) 請求の年月日
 - (二) 請求をする労働者の氏名
 - (三) 請求に係る子の氏名、生年月日及び(二)の労働者との続柄
 - (四) 請求に係る制限期間の初日及び末日とする日
 - (五) 請求に係る子が養子である場合にあつては、当該養子縁組の効力が生じた日
- 三 二の請求及び六の通知は、次のいずれかの方法(二)及び(三)の場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。)によって行わなければならないものとする。
- (一) 書面を提出する方法
 - (二) ファクシミリを利用して送信する方法
 - (三) 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法(労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することによる書面を作成することができるものに限る。)
- 四 三(二)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、

三(三)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信したときに、それぞ
れ当該事業主に到達したものとみなすものとする。

五 事業主は、二の請求があつたときは、労働者に対して、子の妊娠、出生又は養子縁組の事実を証明す
ることができ書類の提出を求めることができるものとする。

六 所定外労働の制限の請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は
、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならないもの
とする。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明すること
ができる書類の提出を求めることができるものとする。

七 所定外労働の制限の請求後、請求開始日までの間に生じた場合に請求がされなかったものとみなす事
由は、次のとおりとすること。

- (一) 請求に係る子の死亡
- (二) 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
- (三) 請求に係る子が養子となったことその他の事情により子と同居しないこととなったこと

(四) 労働者の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、子を養育することができない状態となつたこと

八 当該事情が生じた日に制限期間が終了する事情として、七の事由が生じたことを定めるものとすること。

第六 時間外労働の制限

一 法第十七条第一項の時間外労働の制限を請求できないこととするについて合理的な理由があること認められる労働者から、請求に係る子の親であつて当該請求をする労働者又は当該労働者のいずれでもない者であるものが職業に就いていない等の場合の当該労働者を削除するものとする。

二 法第十七条第一項の時間外労働の制限の請求及び請求がされた後に子が出生した場合の通知は、次のいずれかの方法(二)及び(三)の場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。(一)によつて行わなければならないものとする。

- (一) 書面を提出する方法
- (二) ファクシミリを利用して送信する方法

- (三) 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することによる書面を作成することができるとするものに限る。）
- 三 二(二)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、二(三)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信したときに、それぞれ当該事業主に到達したものとみなすものとする。

第七 深夜業の制限

- 一 法第九条第一項の規定による深夜業の制限の請求及び請求がされた後に子が出生した場合の通知は、次のいずれかの方法（二）及び（三）の場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行われなければならないものとする。
- (一) 書面を提出する方法
- (二) ファクシミリを利用して送信する方法
- (三) 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することによる書面を作成することができるとするものに限る。）

二 一(二)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、
一(三)の方法により行われた請求等は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信したときに、それぞれ当該事業主に到達したものとみなすものとする。

第八 所定労働時間の短縮措置

一 法第二十三条第一項の所定労働時間の短縮措置の対象外となる所定労働時間が短い労働者は、一日の所定労働時間が六時間以下の労働者とする。

二 法第二十三条第一項第二号の所定外労働の短縮措置を講じないこととするについて合理的な理由があることを認められる労働者として労使協定により所定労働時間の短縮措置の対象から除外できる者は、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

三 法第二十三条第一項の所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を六時間とする措置を含むものとしなければならないものとする。

四 法第二十三条第二項の始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次のいずれかの方法により講じなければならないものとする。

(一) 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の三の規定による労働時間の制度を設けること。

(二) 一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度を設けること。

(三) 労働者の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

第九 調停

一 法第五十二条の五第一項の規定に基づく調停の手続については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の規定を準用し、必要な読替えを行うものとする。

第十 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十一 施行期日等

一 この省令は、法の施行の日から施行するものとする。ただし、第九については、平成二十二年四

月一日から施行するものとする。

二 関係省令について、所要の規定の整備を行うものとする。